

*** 認定調査についてのお願いです ***

要介護認定（更新を含む）のための資料とさせていただくため、認定調査員が、後日、ご自宅へ（ご入院中の場合は、医療機関へ・施設入所中の場合は、施設へ）都合が良い時間帯におうかがいして、日頃の生活やお身体のことを聞かさせていただきます。調査時には、無理のない程度に立ったり歩いたり簡単な動作をしていただきますが、ご本人のお体の具合に合わせてしますので、当日、体調不良等ありましたら、調査員にお申し出下さい。

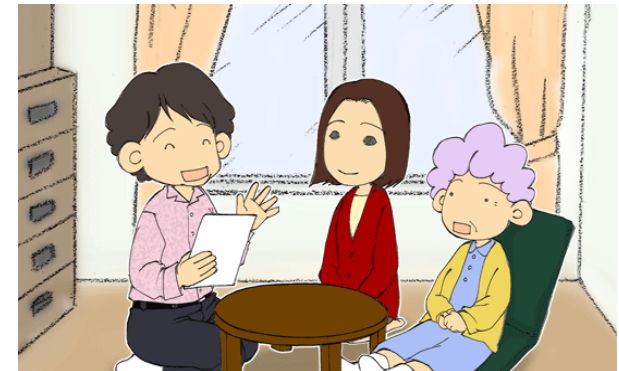
調査では次のようなことを聞かさせていただきます。

毎日の生活のことを詳しくお聞きします。誰かが手伝っていることがあれば、そのことを教えてください。

- ・身の回りのこと・・・食事、トイレ、入浴、つめ切り、口腔清潔、洗顔、着替え
- ・家事・・・・・・・・・・買い物、調理（炊飯）、掃除、洗濯、ゴミ出しなど
- ・薬、金銭の管理について

物忘れのことをお聞きします。

- ・財布・通帳・衣類などを盗まれたと言うことはありますか？
- ・自分の失敗を人のせいにすることはありますか？
- ・同じことを何度も言ったり聞いたりすることはありますか？
- ・最近、怒りっぽくなった、涙もろくなった、気分が落ち込むことが多いなどということはありませんか？
- ・何をするのも面倒になったり、身だしなみをかまわなくなっていないですか？
- ・意味のないことをブツブツ言っていることはないですか？



*物忘れのことについて本人の前ではちょっと・・・という場合は調査員にお伝え下さい！！

*その他に気になることがあれば調査員にお話下さい。

《裏面もご覧ください。》

※なお、調査は役場職員だけでなく、調査事務委託をしている居宅介護支援事業所職員がお伺いする場合があります。

*** 主治医受診時のお願い ***

要介護認定審査は、訪問調査員の調査結果と、主治医からの疾病、負傷の状況などについて医学的な意見の記載された意見書により審査が行われ介護度が決定されます。適正な認定のために、受診時に以下のことをお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、意見書の書類等は、大台町役場健康ほけん課が送付し、記載後は、主治医（医療機関）から大台町役場へ直接送付いただきます。

- ・ 病院への受診は、書類送付の都合上、申請日以降で概ね1週間経ってからお願いいたします。
- ・ 介護保険の申請（更新申請）をしたこととそのため受診であることを受付や先生に伝えてください。
- ・ お付き添いの方は、日頃の様子（歩行状態や認知症状）を先生にお話下さい。（特に認知症状はご家族からお話いただかないと意見書に反映されない場合があります。）

